

## 5 . 教育分野

教育（１）	私大助成金における「財産処分制限期間」の見直し【新規】		
規制の現状	<p>私立学校が、文部科学省の補助事業により、「学内 LAN」を設置した場合、９年間は処分を制限されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 私立学校等が、各自の判断により、IT 教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得した情報通信装置「学内 LAN」の財産処分制限期間を短縮（現行 9 年 5 年程度）すべきである。</p> <p>（理由） 人材育成の観点から、教育現場にマルチメディア等を活用した最新の教育環境を提供することは必要である。 パソコン等については平成 13 年度予算により取得した物から、財産処分期間が 6 年から 4 年に短縮されており、学内 LAN についても、教育の情報化の急速な進展、情報量の増大等を踏まえ、柔軟な変更等が出来るよう期間短縮を要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（第 22 条） 「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律施行令」（第 14 条） 文部省告示「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局私学助成課、 会計課

教育（２）	情報関連施設の整備を目的とする私大助成金の申請書類の簡略化【新規】		
規制の現状	<p>經常経費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別補助（平成１４年度創設）」では、一体としてのシステム導入にも係わらず書類が多岐にわたっている（ハードウェア関連と教育学術コンテンツ（ソフトウェア）が別々な申請）。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 私立大学經常経費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別経費」の申請書類（ハードとソフト）を一元化すべき。</p> <p>（理由） 申請書類の簡便化と効率化が図られ、申請者の負担が軽減される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	私立大学經常経費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別経費」		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局私学助成課

教育（３）	都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直しの促進【新規】		
規制の現状	各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等では、原則、施設設備等の借用を認めないという規定を設けている。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 平成 14 年 3 月に、学校教育法施行規則に基づき新たに設けられた小・中学校の設置基準（文部科学省令）には、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を借用することができる」とある。この規定に従って、文部科学省は都道府県に対し、私立学校設置認可審査基準等の見直しを行ない、施設や設備の借用を認めるよう促すべきである。</p> <p>（理由） 学校が不足する地区に学校法人を設立しようと計画した際、全ての施設や設備について自己所有を求められてしまうと、設置負担が非常に大きくなり、地区の実情に応じて私立学校設立を行なうことが阻害されてしまう。</p> <p>本件については、内閣府総合規制改革会議「中間とりまとめ」（平成 14 年 7 月 23 日）において「都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直しの促進【平成 14 年度中に措置】」として指摘されており、その内容が着実に実施されるよう要望する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	学校教育法施行規則第 16 条、平成 14 年文部科学省令第 14 号 学校教育法施行規則第 51 条、平成 14 年文部科学省令第 15 号		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	初等中等教育企画課